条例等検討分科会
資料２
（H30.10.22）

政策立案のイメージ図（案）

【１－１】議員活動
政策課題を収集する。

【１－２】広聴検討分科会など
意見交換会等で市民からの意見を聴取する。※政策課題として精査する。

↓

【２】議会のあり方調査特別委員会
市民からの意見（政策課題）を議員全員へ説明、分科会へ付託する。常任委員会の所管事業については常任委員協議会へ委任する。

↓

【３－１】各常任委員会・同協議会
議会のあり方調査特別委員会からの委任をもとに一定の期間調査・研究を行う。

↓

【３－１－２】各常任委員会
各常任委員会で、調査研究の結果を踏まえ、提言書、条例等の素案をとりまとめる。

【３－２】各分科会
一定の期間調査・研究を行う。調査研究の結果を踏まえ、提言書、条例等の素案をとりまとめる。

↓

【４】全員協議会？・議会のあり方調査特別委員会
とりまとめた素案を議員全員へ説明、意見交換を行う。

↓

【５－１】各常任委員会
全員協議会で出た意見を踏まえ、提言書、条例等の案をとりまとめる。

←

◎広報検討分科会・広聴検討分科会
必要に応じてパブリックコメント・議会報告会等を実施する。

↓

【５－２】各分科会
議会のあり方調査特別委員会で出た意見を踏まえ、提言書、条例案をとりまとめる。

↓

【６】全員協議会？・議会のあり方調査特別委員会
修正した提言書、条例案の確認・承認を行う。

↓

【７】議長に提言書、条例案を報告

↓ 提言書

【８－１】市長に提言

↓ 条例案

【８－２】本会議
発議として条例案を提出する。